

## 会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成29年6月20日(火) 開会 午前10時00分

閉会 午前11時45分

出席者 委 員 委員長 広瀬昌子  
茂呂健市 青木一男 白石幹男  
天谷浩明 小堀良江 福田裕司  
議長 海老原恵子  
傍聴者 大谷好一 針谷育造 坂東一敏  
小久保かおる 関口孫一郎 平池紘士  
針谷正夫 千葉正弘 入野登志子  
大武真一 岡賢治 中島克訓

---

事務局職員 事務局長 稲葉隆造 議事課長 金井武彦  
副主幹 岩崎和隆 主査 藤澤恭之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	若 菜	博
保健福祉部長	藤 田	正 人
子ども未来部長	松 本	静 男
交通防犯課長	橘	唯 弘
保険医療課長	藤 平	恵 市
環境課主幹兼 とちぎクリーンプラザ所長	金 田	卓
福祉総務課長	渡 辺	健 一
地域包括ケア推進課長	首 長	正 博
子育て支援課長	石 川	い づ み
保 育 課 長	出 井	英 男

平成29年第2回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成29年6月20日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第54号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 2 議案第58号 市長の専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定）
- 日程第 3 議案第62号 栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第64号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第74号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 6 議案第59号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）（所管関係部分）
- 日程第 7 議案第60号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第61号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（広瀬昌子君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（広瀬昌子君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりです。

---

◎議事日程の報告

○委員長（広瀬昌子君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第54号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程をいただきました議案第54号 市長の専決処分事項の承認について（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明を申し上げます。議案書は42ページから45ページまでであります。また、議案説明書は1ページから4ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明をいたしますので、議案説明書の1ページをごらんください。提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたため、栃木市国民健康保険税条例の一部改正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をもって一部改正を行わせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告の上、承認を求めるものであります。

次に、改正の概要であります。国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準において、5割軽減の基準については被保険者の数に乗ずる金額を26万5,000円から27万円に、2割軽減の基準につきましては被保険者数に乗ずる金額を48万円から49万円に引き上げることとするものであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開きください。第23条第2号及び第3号であります、改正箇所は太文字でアンダーラインの引かれた箇所でございます。現行では、第23条第2号については26万5,000円、第3号については48万円となっております、これを第23条第2号については27万円に、第3号については49万円に改めるものであります。

続きまして、議案書によりご説明をいたしますので、恐れ入りますが、議案書の42ページをお開きください。議案書42ページにつきましては、議案第54号の上程文でございます。次の43ページが専決処分書、44ページからが条例の改正文となります。45ページの条文につきましては、議案説明書にて説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

中ごろの附則であります、この条例は平成29年4月1日から施行するというものであります。

また、改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。

この軽減のほうは、一応上がるということなのですが、これに対して影響というか、対象人数等わかったらちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 対象となる人数と、世帯もよろしいですね、ということなのですが、平成29年1月4日現在の賦課条件ということで、平成29年度の改定税率によって試算した数字になりますが、2割軽減の世帯で51世帯、被保険者数は112人です。5割軽減世帯では80世帯で、被保険者数については154名となります。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうしますと、減るということですよ、収入というか、かなり国民健康保険税は厳しい運営をなされているわけなので、その後の対応というのはおかしいのですけれども、どんなふうを考えるのか、ちょっとお聞きします。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 今回の軽減によりまして、まず予算的な面になりますけれども、保険税の減額を試算いたしますと、約636万円の減額になります。ただし、国、県のほうから基盤安

定額入金というのが低所得者のための支援ということで入ってまいります。そちらのほうが約430万円ほど入ってまいりますので、トータルしますと1,060万円ほどの歳入になります。ただし、減額分がありますので、トータルしますと、相殺しますと428万円ほどの増が見込めるということでございます。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 平成29年度は大幅な保険税のアップがあったのですが、この5割2割の減免が増えるということは私はいいと思いますけれども、ただ実際に去年平成28年度より平成29年度はその軽減を受けて、税額というのは実際減るのですか、個別に計算すると。逆に増えてしまうのではないかなと思ったのですが、どうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） これは個別の試算になってしまいますので、その辺については今の段階ではちょっとわからない状況です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 平成29年度は均等割が4万4,000円から5万3,500円、平等割が3万8,500円から4万4,000円に上がったのですよね。だから、その上がった分で軽減が増えた人、多分、2割で112人、5割で154人がいるわけだけでも、実際は金額的には昨年より上がってしまうのではないかなという気がするのですが、どうなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） 均等割、平等割につきましても、既に軽減されているということで、例えば7割の軽減が既にされているということでもかなりの減額されているわけです。実質4万4,000円ではなく、そこから掛けることの7割になりますので、かなり減額されているということの中の試算になりますので、それほど大きな差にはならないのかなというふうに私は思っております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第54号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり承認すべきものと決定をいたしました。

---

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第2、議案第58号 市長の専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 皆さん、おはようございます。出井でございます。よろしく申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました議案第58号 市長の専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定）についてご説明申し上げます。議案書は57ページから59ページ、議案説明書は16ページから17ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の16ページをお開きください。

○委員長（広瀬昌子君） ゆっくりお話しください。

○保育課長（出井英男君） 済みません。お開き願います。まず、提案理由でございますが、栃木市万町地内におきまして発生しました公用車による交通事故について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をもって損害賠償の額を決定いたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告の上、承認を求めるものでございます。

参照条文として、地方自治法の議決事件として第96条第1項に「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない」として、同条第13号で「法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること」とあります。また、同じ地方自治法の長の専決処分として、第179条第1項及び第3項の規定であります。議案第54号と同じですので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明に入らせていただきますので、議案書の58ページをお開きください。損害賠償の額の決定に関する専決処分ということで、損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして次のとおり専決処分したので、議会の承認を求めるものでございます。

処分内容につきましては、平成29年2月21日、栃木市万町地内において発生しました公用車によります物損事故につきまして、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定するというもので

す。1、賠償の相手方、栃木市樋ノ口町地内居住者。2、損害賠償の額、182万7,544円。3、賠償の条件、市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申し立てをしないというものです。

続きまして、事故の発生場所及び発生状況についてご説明いたします。議案書の59ページをごらんください。事故の発生場所は、市役所立体駐車場2階フロアBでございまして、今回の議会報告第3号、第4号及び第7号と関連した事故でございます。発生状況につきましては、運転者が立体駐車場から出庫する際、3階フロアAから2階フロアBにおりていったときに、ブレーキペダルとアクセルペダルの誤操作によりまして減速が十分でなく、フロアBに駐車してある車と次々に事故を起こしたものでございます。

以上をもちまして、議案第58号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） これまでの損害賠償の中では結構、かなり金額が182万何がしと多いわけなのですけれども、これは4台ということで今説明があったわけなのですけれども、詳細にちょっと中身を説明いただければと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） ただいまのご質問にご回答申し上げます。

この182万何がしにつきましては、1台の車の弁償金でございまして、4台また別々で報告させていただいておりますので、182万7,544円の明細についてご説明申し上げますと、まず車の修理代が135万2,884円でございます。レッカー代が1万6,848円、代車費用が25万4,880円、評価損が20万2,932円、合わせまして182万7,544円でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ちなみに、これ4台であれなのですけれども、けがとかの状況はどうだったのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 今回は、運転者自体がけがは特になく、ほかの車の4台につきましても、皆さん駐車中の車ですので、人的な損害ではなくて、物損事故で済みましたので。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 個別を責めるわけでは別にはないのですけれども、例えば運転されていた方の

運転の経験年数ですとか、その辺ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 経験年数まではわからないのですが、年齢的には六十数歳なので、恐らくかなりの運転歴があると思うのですが。

以上でございます。済みません。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、これは初めて運転された方ではないということによろしいのですね。

経験は、常にということもないのでしょうかけれども、されていると理解してよろしいのですね。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） そのとおりでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） あとこの事故に関しましての再発防止というのはどういうふうにとられたか、お答え願いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 再発防止というか、ご本人自体は何か大分気にされていまして、車を借りる際は、立体駐車場の車を使わないで、なるべく平地の公用車を使うようになさっているということなのですが、今後、ご本人に対しては、車に乗ったらくれぐれも注意するようには伝える考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今回、保育課さんの所管でこういうご説明いただいていると思うのですけれども、庁舎内の窓口といったら管財になるのかな、管財課というか、庁舎内のルールですとか、そういうのというのは、私これ一般質問も実際やったことありまして、そのルールの、乗る前の徹底ですとか、その辺の周知も含めてどのように教育されているのかなというところをお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 先般も管財課さんのほうから、やっぱりこういった事故が多いので、近々講習会を何か開くということでございまして、そういったもので、あとは年1回の交通安全教室がございまして、それにあわせて注意喚起をするということで私も考えております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） ちょっとダブってしまうところあるかと思うのですけれども、立体駐車場のもともとあり方というものが問われていたかと思ひます。結構何か上の車がおりてきてぶつかってしまったとか、いろいろありますよね。さっき福田委員が言ったように、何か安全面を、立体駐車

場という特別な駐車場ですから、何か検討すべきだというふうに思っております。ただ、「止まれ」とか「徐行」ではなくて、何かそんなことを、要望ですけれども。結構我々も行き帰りでも、申しわけないのですけれども、後ろ確認しないでバックしてしまう車があったりなんかするのです。多分皆さん経験あるかと思うのですけれども、やっぱりそこら辺の、あそこの駐車場は特別なものがあるのだというような注意喚起や何かができるかなと思いますので、そこら辺を検討してもらいたいというふうに思っております。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回は4台一気にってしまったということで、ほかに全部、議案になっていないやつで報告で上がっているのを足すと、225万円ぐらいになるのです。それで、この金額というのは、みんな保険に入っていると思うのだけれども、これは全額が保険で入ってくるということによろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） はい、そのとおりでございます。全額保険で入ってきますので。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、これだけの事故を起こしたとなると、市の車もほとんど使えない状態になっているのかなと思うのですけれども、その市の車はどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 市の公用車につきましては、思ったより損害が少なく、それはもう現場に復帰しております。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その修理代というのは、予算というのですか、そういうのはどういうところに出てくるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） やはり車両保険ということで賄うということで。

以上でございます。済みません。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 我々も事故なんか起こすと保険料が上がりますよというようなことなのだけれども、こういう場合もやっぱり一つ一つの車に対して保険料というのは違ってきてしまうわけですか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） 保険の内容につきましてお答えいたします。

管財課に聞いてみないと何とも言えません。申しわけございません。お答えできません。済みません。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは保育課の所管でこの議案になっているのですが、先ほど福田委員からも指摘があったのだけれども、こういう管財課関係かね、なると思うのです。だから総務常任委員でトータルの検討もしなくてはならないし、そういった意味では、今後こういった事案については総務常任委員会で議論するのがいいのかなという感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） いかがと言われても……

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 要望でいいでしょうか。

〔「要望」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 要望させていただければよろしいかと思えますよね。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第58号を採決いたします。

本案は原案を承認すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第3、議案第62号 栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する

条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） よろしくお願い申し上げます。

ただいまご上程いただきました議案第62号 栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書は60ページから65ページ、議案説明書は18ページでございます。

初めに、議案説明書の18ページをごらんください。まず、提案理由でございますが、市民等の権利利益を保護するとともに、安全安心で快適に暮らせるまちづくりに資するため、栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を制定することについて、議会の議決をいただきたいというものでございます。

下記の参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入ります。議案書の60ページをごらんください。60ページにつきましては、議案第62号の制定文になってございます。

続きまして、61ページ、具体的な条例案についてご説明をさせていただきます。第1条、目的でございますが、「この条例は、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益を保護するとともに、安全安心で快適に暮らせるまちづくりに資することを目的とする」とさせていただきます。

第2条、定義でございますが、この条例において使う用語の意義を下記のとおり定めてございます。「(1) 公共の場所 道路、公園、広場、その他規則で定める場所で、不特定多数の者が利用し、又は通行する場所をいう」ということで、補足させていただきます。規則で定める場所でございますが、現在庁舎とか、いわゆる市所有施設を想定してございます。

続きまして、(2) 防犯カメラでございますが、犯罪を防止するため、先ほど(1)の部分なのですが、公共の場所に向けて、継続的に設置されるビデオでありまして、最後の部分ですね、「録画する機能を有するものをいう」と定義づけてございます。

(3) 市民等につきましては、市内に住所を有する者のみならず、その防犯カメラの前を通過する者全員を対象としてございます。

(4) の画像データでございますが、防犯カメラによるデータでございますが、最後の部分ですね、「当該電磁的記録の画像から特定の個人を識別することができるものをいう」というふうに位置づけてございます。

続きまして、第3条、届出でございますが、ちょっと読み上げさせていただきます。次に掲げるもののうち防犯カメラを設置しようとするものは、防犯カメラの設置及び運用に関する規約（以下「設置運用規約」という。）を定め、規則で定めるところにより、

これを市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。(1) 地方自治法第260条の2に規定する地縁による団体及びこれに類する団体。(2) その他市長が必要と認めるものとして規則で定めるもの。2 前項の規定により設置の届出をしたものは、防犯カメラを廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない」としてございます。

補足させていただきます。まず、(1) 地方自治法云々の部分につきましては、自治会あるいは自治会連合会というふうに想定していただいて結構かと思えます。(2) その他規則で定めるものですが、今のところ想定はございません。

さらに、補足をさせていただきます。自治会に先ほどの設置運用規約を届け出ていただくと。その設置運用規約は、これからまた説明申し上げますが、例えば管理責任者をきちんと決めるとか、適正な管理運用のためには必要な項目でございまして、ひな形も用意したりしますので特に問題はないかと思うのですが、わざわざ届け出をしていただくというご負担をかけることになるわけなのですが、実は市のほうではこの条例制定と並行いたしまして、自治会が自主的に防犯カメラを設置する場合に補助率4分の3、30万円を限度ですが、そういった補助制度を考えてございます。なので、ご存じのとおり、市の貴重な財源を支出するからには、それなりの書類等を求めさせていただいているところでございますので、この条例により新たにご負担をかけるというよりは、その補助制度のほうで当然求められるものをここに位置づけたというふうにご理解いただければありがたいなというふうに考えております。

続きまして、第4条、先ほど市のほうに提出していただく設置運用基準でございまして、(1) の防犯カメラの設置場所とか、設置台数、撮影対象区域はともかく、それ以外は、この条例に位置づけられている決めていただくべき項目を掲げさせていただいておりますので、各条文の説明にかえさせていただきます。

第5条、管理責任者、当然のことでございますが、管理をする責任者というものをまた定めていただくこととしております。

第6条、取扱者の指定ということで、管理責任者だけがいろいろ操作するのも難しいので、それを取り扱える者をあらかじめ指定していただくこととしております。

第7条、防犯カメラの操作でございますが、先ほどの責任者、取扱者以外、緊急かつやむを得ない場合は、そのほかの者も取り扱いができるという規定ですね、そういった規定を表示しております。

続きまして、第8条、表示でございますけれども、設置者は、撮影対象区域ごとの見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」という表示をイメージしておりますが、表示していただくということで、勝手に写される方への配慮もありますし、何よりも防犯カメラは犯罪抑止というのがすごい効力を持っておりますので、ぜひとも皆さんにわかるように表示をするということを位置づけてございます。

第9条、画像データの管理でございますが、プライバシー等に配慮した画像等流出したりしないように配慮するように定めた項目を掲げてございます。

(6)でございますけれども、「規則で定める保管期間を経過した画像データは、重ね録り等により速やかに消去し、又は記録媒体の破砕により復元することができないよう適切に処理すること」の部分ですけれども、規則で定める保管期間は、現在のところ30日を想定しております。それは、何か事件が起きたときに警察のほうからの協力依頼があることを想定しまして、30日が妥当ではないかということで想定しているところでございます。

続きまして、第10条、画像データの目的外利用等の禁止でございますが、設置者は、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に掲げるときは、この限りではないと。(1)写されている特定の個人の同意を得られているとき、(2)法令に定めがあるとき、(3)個人の生命、身体、財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるときということでございますが、基本的にもう市が設置しておりますが、ここの適用されるのは(2)ですね、犯罪捜査、刑事訴訟法第197条の2に基づいて警察から依頼がある場合を想定しております。現実的にはそういう事案のみとなっております。

これ以降はちょっと、ほとんど万が一の対応になりますけれども、まず第11条、苦情の処理ということで、万が一住民から苦情があったようなときにはきちんと対応するように位置づけております。

さらに、第12条、報告、第13条、指導及び勧告、第14条、公表等につきましては、本当に万が一の想定でございますけれども、問題があるときには指導とか勧告ができるような条文を掲げております。

続きまして、第15条、市が設置する防犯カメラの取扱いでございます。いわゆる自治会さんに求めるようなことは、市としても当然果たすべきでございますし、それ以上きちんとやるべきだというふうに考えてございます。この条文については、実務上ほとんど問題ないのですが、実は例規上結構意味がありまして、防犯カメラは公共のために勝手に写してしまっているわけですよ、いやが応でも。なので、その嫌だな写されたくないという人の権利を制限しているというふうに捉えた場合なのですが、実は地方自治法第14条第2項に、公共団体が住民にということなのですが、「義務を課し、又は権利を制限するには」、先ほどの権利を制限するには、「法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」というふうになっています。県内のほとんどの市が現在、栃木市もそうなのですが、要綱で運用していますが、この例規をしっかり捉えれば、今回この条例制定によりすっきりする部分なのかなというふうに捉えております。

続きまして、第16条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、平成29年7月1日から施行するということでございます。

ちょっと早口で申しわけございませんが、私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろ

しくお願い申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） いいことが多分前に出てきてしまって、さっき説明があった後半の部分ですよ、要は。設置は自治会で管理していくのだということはよくわかるのですが、だんだんコミュニケーションが少ない中で、その管理者がとんでもないことやってしまったときもあると思うのですよ、個人情報の漏えいではないですけども。そこら辺ちょっと危惧しているほうなのですが、それは市長のほうの多分勧告か何かでやると思うのですが、罰則というのはないのですけれども、そこら辺どう考えているか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

まず、自治会さんはそのようなことはしないのではないかなというふうに信用しておりますし、おっしゃるとおり万が一ですね、万が一問題があるようでしたらば、場合によっては条例改正等ご相談させていただきながら対応したい。ただ、今のところ全然その辺は想定していないのが現状でございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） では、簡単な例題で。例えば自治会の中でごみを捨ててしまうと、それが防犯カメラに写っているということで、その取り扱い非常に難しいと思うのです。犯人は特定できてしまうわけですから、この防犯カメラでは。そうすると個人攻撃にもなるのではないかなという一番近い例を挙げたわけなのですけども、そんなときどうなのかなと。それは自治会の中の話だといえはそうなのですが、どうなのかなと。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） 不当投棄的な犯罪ですよ。なので、それはまさに防犯カメラの効果の一部だと思うのですが、それを個人攻撃するとか、その辺は自治会さんのほうでうまくやっていただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 関連で質問したいのですが、これは犯罪の抑止力という意味では本当に防犯カメラって効果的だなと私も感じているところです。一方で、今天谷委員が言われたように、やっぱりプライバシーを守らなければいけないとか、そういう部分が一番大事なのかなというふうに感じていて、特に第8条ですか、表示のところ、第8条ですね、例えば「防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示しなければならない」と記載してあるのですけれども、これは名前だけ

なのでしょうか。例えば第11条の苦情の処理とも関係するのですけれども、公共施設の場合は市にそういう苦情って来ると思うのです。名前書いてあっても、どこの部署にその苦情を言うのかとか、そういうのをちょっと私疑問を持ったので、この表示の仕方というのはどのように考えているのか、お答えいただければと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

現在市で想定しているのは、補助を受けたい自治会さんに相談乗れるように手引なんかも用意しているのですが、そこでも想定しているのは「防犯カメラ作動中〇〇自治会」だけで、連絡先は想定していないのですけれども、自治会ということであれば地元で大体理解できるのかなというふうを考えてしまっていて、大体性善説で考えてしまっているところもありますので、その辺の連絡先につきましては、今後補助とかやりながら、問題があれば改善してまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 私聞きたかったのは、自治会のほうではなくて、市としての管理のほうを聞いたのです。だから、公共施設は、駅とかそういうのだって自治会ではないでしょう。市でしょう。そっちのお答えいただきたいのです。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） はい、済みません。今は栃木市ということなわけなのですけれども、課名ぐらいは入れる方向でちょっと検討させていただければと思います。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、要望で、その課名と、その連絡先の代表の電話番号ぐらいは入れていただければありがたいかなと思いますので、よろしくご検討いただければと思います。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

青木委員。

○委員（青木一男君） この条例が制定されるのはいいことではないかなと思います。ただ、今までに多分防犯カメラ設置されている箇所が栃木市内にも幾つかあると思うのですが、それをわかるようでしたら地域別にどこに、どこにというか、数でも結構なのですが、設置されている数で結構です。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

地域別はちょっと、調べればわかるのですが、現在把握しているのは、今年の1月現在で、市の

施設ですね、41施設に143台設置している状況でございます。今後につきましては、交通防犯課のほうで駅前、相変わらず全ての駅前につけるように動いていますけれども、市全体とすると、子供が通うような施設、そちらを優先的に設置する方針で今動いている状況でございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今、143台設置されているということなのですが、今までにそういった犯罪の抑止的な部分でこういう事例が、この防犯カメラによって効果があったというような事例があるようでしたらお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

まず、犯罪に至らなかったという部分、犯罪起きていないのでちょっと難しいのですが、逆に起きた後については、栃木駅前とかで、ここ2年間ぐらい非常に多いのですけれども、警察からの協力依頼が十七、八件、2年間、特殊詐欺の受け渡しですね、よその市で起きた、そういったこともありまして、そういった意味での貢献はしているのですが、どのくらい抑止しているかというのはちょっとなかなか難しい状況です。済みません。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それともう一点なのですが、第6条で「管理責任者は、設置された防犯カメラの機器の操作を行う者を指定することができる」ということなのですが、これは例えば自治会長さんをお願いした場合、自治会長一人ということでもよろしいということなのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

イメージしているのは、自治会長が責任者になっていただいて、それを補佐する役員さんが操作するのに1人2人とかというイメージを持ってございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今課長言われましたように、私はやはり複数の人間がこれは携わるべきではないかなというふうに思っておりますので、この辺をしっかりと条例の中に決めていただければ、さっき天谷委員が言われました、個人の操作ですか、そういうものも防げるのではないかなと思いますので、これは私の要望ですけれども、複数という形でお願いできればと思っております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 第2条の公共の場所の、これ定義づけとなっているのですけれども、公共の場所というのがどこにあるのか、この条文の中どこにあるのかなと思ったら、防犯カメラのところに「公共の場所に向けて」となっているのですけれども、ほかの自治体の条例なんかを見ると、第

1条のところに公共の場所における防犯カメラの設置とかというふうに規定してあるのですけれども、この文言を入れなかったというのはどのような理由なのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） 第1条に入れなかったのは事実なのですが、第2条でこのように入れば結果的に同じになりますよね。済みません。そういう意味でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 非常にわかりづらいというか、何の目的で、どういうところというのは、よく見たら、私も言われればそうかなという、公共の場所というところが1カ所だけあって、文言的にちょっと問題があるのかなという感じはいたします。

それで、防犯カメラですけれども、これは録画する機能を有するものということで、音声とか、そういうのはできない、録音というのですか、そういうのはできない機器ということでよろしいわけですね。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

現在のところ、録音とか、そういうのは想定しておりません。ただ、今どんどん技術的に進歩しているので、将来的にはちょっとわかりませんが、現在のところは録音は想定しておりません。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、説明書でいうと62ページの第7条、管理責任者……違うな、第7条ではない、これは先ほど青木委員からもありましたけれども、自治会でやる場合は、その管理責任者、取扱者を決めるわけですが、自治会というと、2年に一遍とか、1年に一遍とか、役員かわっていくのですよね。そうすると、そのたびに責任者がかわる、取扱者もかわるというような状況が起こるのではないかなと思うのですけれども、その点はどういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

そういった自治会内でも引き継ぎ等をきちんとやっていただければと思うのですが、もし規約届け出がちょっと漏れているような場合、変更届等、その場合には市のほうから働きかけなどを検討したいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それで、第9条で「画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らさない

こと」となっているのですけれども、次々と管理責任者なり取扱者がかわるとなると、過去の、その時点でのはいいいけれども、過去に管理責任者で取り扱いになっていて、その情報を知っているわけですよね、過去、今現在は取扱責任者ではないけれども、過去においてそういう責任者になっていた方も、この情報漏えいというか、しないようにというような規定を設けるべきではないかと思うのですけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

基本的に、その取り扱うべき画像は30日ぐらいでどんどん上書きになってしまっているものなので、例えばその流出とかになると、第9条の（3）ですか、SDカードとかにデータ落としてしまったりしたのがあれば流出は可能ですけれども、基本的に前に責任者だったからといって、その流出というのは普通あり得ないので、まさに第9条の3とかで、勝手に加工したり保存したりしなければ公平性は保てるのかなと思うのです。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういったSDカードとか、それに記録するというのではなくて、記憶に残るわけですよね、見れば。あっ、この人がこうやっていたよみたいな。そういうのを、過去の部分についてもやっぱりきちっと、情報漏えいというか、情報を流さないというようなことは必要なのではないかなと思うのです。いかがなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） 役員をやめた方も第9条の（2）とかで情報をほかに漏らさないで、それを守っていただくしかないのかなというふうに考えています。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この第9条には、設置者、管理責任者、取扱者というだけの、この人は遵守しなければならないということになっていて、以前やっていた人というのではないわけですよね。だから、そうしますと、以前にやっていて、ちょろっと話してしまったというようなこともあるかもしれないので、そういった点でもきちっと条例の中にはやっておくべきかなと思いますけれども、いかがなものなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 橋交通防犯課長。

○交通防犯課長（橋 唯弘君） お答え申し上げます。

とりあえず規則等で対応をちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それと、第9条の6で、規則で定める保管期間は30日と、先ほど規則の中ではこうしたいというようなことだったのですけれども、この6番をきちっとやっているかどうかという確認というのですか、はどのようにするわけなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 30日とか、設置するときに、機械の操作で大体そういうふうの設定ができて、あとはもうずっと写せばどんどん上書きされていくという状況なのですが、それは市のほうで検査なりすることはできますけれども、今のところ余り必要性は感じていない状況です。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。ここには「記録媒体の破砕により復元することができないよう適切に処理すること」ということにもなっているので、本当にその記録媒体を使えないようにしたよというような確認は必要なのかなと感ずるのですけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 前にも申し上げましたが、自治会さんは適切にやっていただけるという想定で動いていますけれども、そういうご心配の声があれば、そういった定期的なチェックについても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 定期的にその報告を、ここでは報告ということも規定に、これは市長が、第12条で、市長は、必要があると認めるときは、設置者に対してその報告を求めることができるということになっているのですけれども、やっぱり定期的にこれは報告してもらおうというようなことをしていただければなと思います。

それと、第4条で（3）で画像データの保管期間を規約で定めると、第9条の6では規則で定める保管期間となって、30日に想定しているということなのですけれども、これは同じ規約でやっぱり定めてくださいよと、保管期間を、規則にのっとってという意味なのでしょう。

○委員長（広瀬昌子君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありますか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第62号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第4、議案第64号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局からの説明を求めます。

出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） よろしく申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第64号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は74ページから75ページ、議案説明書は20ページから22ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の20ページをお開きください。まず、提案理由でございますが、栃木市いりふね保育園及び栃木市そのべ保育園を統合いたしまして、新たに栃木市くらのまち保育園を開園することに伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市保育所条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、1、栃木市くらのまち保育園を加えること。第2条関係でございます。2、栃木市いりふね保育園及び栃木市そのべ保育園を削ること。同じく第2条関係でございます。

参照条文は、説明を省略させていただきます。

続きまして、次の21、22ページをお開きください。改正の内容につきまして、新旧対照表にてご説明させていただきます。まず、いりふね・そのべ統合保育園につきましては、ご承知のとおり、現在園舎の新築工事を進めているところでございまして、平成30年4月の開園を予定しておりますが、この園名につきましては、地域に親しまれ、いつまでも愛着と誇りを持っていただける名称とするため、公募を行いまして、176人の方から応募をいただきました。そこで、応募のありました名称の中から、名称選定会議におきまして選考を行いました結果、「くらのまち」、平仮名の「くらのまち保育園」が選定されました。市といたしましては、この結果を尊重いたしまして、統合保育

園の園名とすることとしたところでございます。

それでは、改正部分の内容でございますが、21ページの第2条の表の改正になります。まず、現行の表から、栃木市いりふね保育園及び栃木市そのべ保育園につきましては、統合保育園に統合され廃止となりますので、削除いたします。かわって改正案のとおり、表に統合保育園でございます栃木市くらのまち保育園の項を追加するものでございます。

以上で新旧対照表の説明を終わります。次に議案書の説明をさせていただきますので、議案書の75ページをお開きください。栃木市保育所条例（平成22年栃木市条例第130号）の一部を次のように改正するというものでございまして、以下につきましては新旧対照表で説明をいたしましたので、説明を省略させていただきたいと存じます。

次に、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するとしております。

以上をもちまして、議案第64号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第64号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

#### ◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第5、議案第74号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第74号 栃木県後期高齢者医

療広域連合規約の変更につきましてご説明を申し上げます。議案書は97ページから98ページであります。また、議案説明書は81ページから84ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書81ページをごらんください。提案理由でございますが、栃木県後期高齢者医療広域連合の議員定数は、各市町の人口に応じて定められており、今後、栃木県内の人口が減少することによりまして、議員定数が減り続けることが予想されます。一方で、75歳以上の人口は年々増加しており、後期高齢者医療制度の運営主体としての広域連合及び広域連合議会の重要性は増すものと考えられます。そのため、議員定数を維持するために、市町ごとに議員定数を規定するよう栃木県後期高齢者医療連合規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、変更の概要であります。栃木県後期高齢者医療広域連合規約の議員定数に関する事項を改めることとあります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、83、84ページをお開きください。第8条第1号及び別表第2であります。改正箇所は太文字でアンダーラインの引かれた箇所とあります。現行では、第8条第1号については「別表第2左欄に定める区分に応じ、同表右欄に掲げる人数」とし、市または町の人口区分により議員定数を規定していたものを、84ページの改正案では、第8条第1号を「別表第2に掲げる人数」とし、市町ごとに議員人数を規定することに変更するものです。

なお、改正案の市町の議員数については、現行の議員数と変更はなく、全体の議員数についても変更はございません。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の97ページをお開きください。議案書97ページにつきましては、議案第74号の上程文でございます。次の98ページは、規約の改正文となります。98ページの条文及び別表第2につきましては、議案説明書にて説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則であります。この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による栃木県知事の許可のあった日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） この改正によりまして、人数ですか、ちょっとここでもそこそ話したのですが、多分議長と市長がいつていることなのですから、人数は総体的に増えるのでしょうか。

か。

○委員長（広瀬昌子君） 藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ご質問にお答えしたいと思います。

市町の人数なのですが、現行と変わりはありません。全体の総人数なのですが、こちらについても33名ということで、こちらについても規約どおり変わりはありません。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第74号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

#### ◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第6、議案第59号 平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） ただいまご上程いただきました平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管部分につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の30、31ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額925万1,000円の増額であります。説明欄、地域力強化推進事業費につきましては、国が進める「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の一つとして、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する事業である地域力強化推進事業を

実施するため、増額するものであります。

次に、4目高齢福祉施設費、補正額194万4,000円の増額であります。説明欄、老人福祉センター等施設共通管理費につきましては、千塚町にあります老人福祉センター福寿園の屋根に改修の必要が生じたことから、風水害の多発時期前に改修するため、増額するものであります。

32、33ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額2億7,428万5,000円の増額であります。説明欄1行目、学童保育事業費につきましては、放課後児童健全育成事業補助金の基準額の改定により、放課後児童健全育成事業委託料に不足が生じるため、増額するものであります。

説明欄3行目、子どもの居場所づくり拠点整備事業費につきましては、要支援児童に対し、食習慣、入浴等の生活習慣指導、簡単な学習指導等を行い、日常生活の基本習慣を身につけさせることにより、子供の健全な育成と自立を達成するための施設を整備するもので、栃木市千塚町の福寿園の一部を改修するための設計委託料及び工事請負費を増額するものであります。

説明欄6行目、認定こども園施設整備補助金につきましては、平成30年4月より認定こども園への移行を予定している幼稚園2園に係る施設整備費補助金を増額するものであります。

34、35ページをお開きください。4款2項2目塵芥処理費、補正額12万4,000円の増額であります。説明欄、とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、とちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業第2期の入札方法を技術評価付一般競争入札といたしますことから、技術評価に係る審査委員会の委員5名分の報酬を増額するものが主なものであります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 歳入は……。

○福祉総務課長（渡辺健一君） 済みません。失礼しました。続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。よろしいですか。

○委員長（広瀬昌子君） 続けてください。

○福祉総務課長（渡辺健一君） はい。24、25ページをお開きください。14款2項1目総務管理費補助金につきましては、1,272万6,000円の増額であります。説明欄2行目、地方創生拠点整備交付金につきましては、子どもの居場所づくり拠点整備事業の施設整備に対する国庫補助金を増額するものであります。

次に、2目1節社会福祉費補助金につきましては、693万8,000円の増額であります。説明欄、地域力強化推進事業補助金につきましては、「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業の一つとして実施する地域力強化推進事業に対する国庫補助金であります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、450万8000円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業の運営に対する国庫補助金を増額するものであります。

次に、15款2項2目2節児童福祉費補助金につきましては、1億9,128万円の増額であります。

説明欄 1 行目、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、放課後児童健全育成事業の運営に対する県補助金を増額するものであります。

次の安心子ども特別対策事業費補助金（保育課）につきましては、認定子ども園への移行を予定する幼稚園 2 園への保育園部分の施設整備に係る県補助金を増額するものであります。

次の認定子ども園施設整備交付金につきましては、認定子ども園への移行を予定する同じ幼稚園 2 園への幼稚園部分の施設整備に対する県補助金であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

引き続き、第 2 表、債務負担行為補正（追加）の所管関係部分につきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、6 ページをお開きいただきたいと思います。1 行目、平成 29 年度とちぎクリーンプラザ包括的業務委託につきましては、期間が平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 力年でありまして、限度額 58 億 6,353 万 6,000 円を追加補正するものであります。これは、現在実施しておりますとちぎクリーンプラザ包括的業務委託事業が本年度で終了いたしますことから、平成 30 年度からの第 2 期を円滑に実施するため、本年度中に入札により受託者を選定するものであります。

以上で債務負担行為の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑ありますか。

小堀委員。

○委員（小堀良江君） 33 ページです。子どもの居場所づくり拠点整備事業費ということで、千塚町の福寿園を利用しというお話がございましたけれども、ほかにもいろいろ施設がございますが、ここに今回限定した理由というのは何かございますでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

子どもの居場所ということで福寿園を選定をさせていただきましたのは、園庭に遊具とかもありまして、ほかの市町村をちょっと見ますと、空き家とかというのをお借りしてその場所でやるというのが多いのですけれども、栃木市としてちょっと最初にモデル的に考えましたのは、地域というものを余り限定しないで全体を見たときに、栃木市の中間というところで福寿園をちょっと模索を

させていただいて、遊具もあるし、浴室というのですか、大浴場もありますし、そういったもろもろも含めてちょっと考えさせていただいて、中心的なところから、市内の中心部という感じでの場所を選定させていただきました。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） そうしますと、ほとんど子供たちが過ごす場所というのは福寿園の中に設置されるということでよろしいのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

はい。そのとおりでございます。あの中の一部を、娯楽室のA、Bというのがあるのですけれども、その一部を改修させていただいて、調理場、入浴施設というか、をつけさせていただいて、そこに居場所を設定をさせていただきたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） 私は近いので大変ありがたいなというふうに関設に関しては思うのですけれども、中心部と言われてもなかなかそうなのかなというちょっと疑問がございまして、遠くのところから子供たちが来れる場所なのかなと思うとちょっと疑問に思うわけですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 皆さん多分想像というか、想定されているのは、去年から始まりました子ども食堂というのを想定されていると思うのですが、この子どもの居場所づくりというのは、要保護児童地域対策協議会という名称の協議会がありまして、児童の虐待だったり、ネグレクトだったりという子供たちの、生活習慣が身につけていない子供たちを、その協議会でこの子を、要するに市側でこの子をちょっとここで見てあげようというか、生活習慣から始めていきたいと思いますところ、限定というか、定員を10名ほどに抑えて、誰でもが来れるような場所ということではなくて、そういう基本的な生活習慣を指導していくというところなので、そこにいる地域の人みんな来てくださいよということではなくて、我々市側からそういった子供たち、母子というのをピックアップをして、ここで指導していくという事業なので、ある意味、ほかの市町村にもお聞きしたところなのですけれども、そこに行っているよというふうに見られてしまうと子供としても厳しいところがあるので、逆に送迎を含めてそこに行っているというのが、ある意味わからないというか、余り公然とそこに行っているということではなくて始めたいというか、そういうふうな事業ではあります。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） ちょっと特別な施設ということで理解をさせていただきました。では、なおさらもっと必要なのではないかなというふうに思いますけれども、今後こういった居場所づくりの

場所を拡大していくというか、そういうお考えはあるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

基本的にこれが、県のほうではモデル事業といって平成28年から始まった事業なのですが、うちのほうもそういった昨今のというか、栃木市の事情もありますので、早々に進めたいとは思いますが、今回のこの地方創生拠点づくり整備交付金というのがつきましたので、これについては公共施設という、子育て支援施設にも交付金つけていいよということで今回手を挙げさせていただいて、それが4月に内示をいただいたものなので、今回モデル事業として1カ所、まずは1カ所、それをやらせていただいて、その経過を見ながら各地区に広げられればとは思っているのですが、どこの市町村でもなかなかこの運営に対してはすごく厳しいと、要するに送迎もあったり、その子供たちの指導もあったりというのもあるので、そういったもろもろを課題をクリアしながら広げていければなというふうに考えております。

○委員（小堀良江君） わかりました。

○委員長（広瀬昌子君） よろしいですか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 今の関連なのですが、子どもの居場所づくりの事業内容なのですが、児童養護施設とはまたちょっと別な感覚での施設かなと思うのです。ただ、児童養護施設の場合は全ての寝泊まり、そして登校から全てをやるという事業ですが、子どもの居場所づくりとなると、先ほど言われましたように送迎とか、個人情報、そういうのが、やっぱりネグレクトとかDVとかを受けた子供がまたそういうところに施設に入って、また親元に行くという形になるわけですよね。その辺の問題というのがかなり生じてくるのではないかなと思うのですが、主な問題点とか課題というのがあればちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

先ほどもお話ししましたが、ほかの市町村とかでもそういった母子、要するに子供だけではなくて親も、要するにひとり親家庭のところもありますし、貧困家庭のところもありますし、いろんな家庭状況で変わってくると思うのですが、その家庭状況に合わせて、逆にその居場所に来ていただいて指導する、指導する側についても今年度県のほうにちょっと補正というか、事業を採択要望しまして、担い手を育成をしながら、そういう指導ができる方を育てていって運営もしていきたいとは今は考えているのですが、そういったことで、本当に指導するに関しても、児童養護施設というと一時保護とか、児童相談所が保護したところという話にはなってしまうのですが、ここについては、あくまでそこまでではなくて、寝泊まりではなく、入浴までして、洗濯もしてあげてという感じで、子供の基本的な生活に戻して、それが当たり前だと、今までが当たり前

だということになってきてしまっている子供たちを、これが本当の基本の生活なのだよというふうに戻してあげられる場所として想定をしておりますので、今後いろいろな課題は出てくると思いますが、そこを考えております。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） そうですね。先ほどお話ありましたいろんな課題、また子供だけではなく、保護者のほうの教育というのですか、指導というのですか、その辺もしっかりと、子供はそういう生活になれて、ああこれが当たり前だと思ったとしても、親の行動とか、家庭環境が変わらないことには、本当にこれがもったいない事業になってしまいますので、その辺もぜひ考えてこの事業を成功というか、進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 同じ33ページで、その上の学童保育事業費で1,300万円ほど増えていますけれども、補助金の改定があったということなのですが、詳しい内容を教えてください。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） お答え申し上げます。

これは、平成29年の当初の予算を組むときに、基準額で改定されたのが2月だったのです。2月で当初は組みたかったものですから、今回の補正になってしまったのですけれども、基本的に基本額、児童数の19人以下という基本額が、例えばなのですけれども、19人以下の真名子児童クラブというところに基本額が今回補正で204万9,000円になるのですけれども、もともとが123万1,000円という感じで、各19人以下、20人から35人、36人から45人、46人から70人という、その枠ごとで基本額が変わってくるのですけれども、当初と今回の補正で合計で差額が560万円ほどそこで出てきてしまいます。基本額だけで564万円ほど差額が出てきます。

この委託事業なのですけれども、基本250日以上開設ということがありまして、その前提の中で加算分というのがあるのですけれども、開設日数が250日以上開設しますよといったときの単価が、当初は1万5,000円だったものが1万7,000円、2,000円ですけれども、それが加算していきまると、156万円ほどまた増額になります。長期休業中、夏休み、春休み、冬休みにつきましても、当初のときは13万4,000円だったものが単価17万円に上がりますので、そこで256万9,000円ぐらい上がります。それらを足していきまして、あと障がい児加算というのが、今までやっていなかった1カ所が増えて、179万6,000円というのが上がりまして、そういったもろもろを含めていきまると、増額するということになります。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは国の基準額というか、補助の基準額が変わったということよろしいのですか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） かなり増えているのですけれども、学童指導員というのですか、そこら辺の処遇改善というか、そういったところにつながっていくということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 石川子育て支援課長。

○子育て支援課長（石川いづみ君） 処遇改善も含めて、今回幾分増額にはなっております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 指導員の処遇かなりワーキングプアみたいな状況なので、そこら辺をぜひ市としても考えていただきたいと。これは要望にとどめておきます。

それと、その下で認定こども園、これは2園の整備というふうな説明でしたけれども、これはどこの幼稚園がこども園に整備するのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） お答え申し上げます。

栃木幼稚園と若葉幼稚園の2園でございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 認定こども園ということで、保育の定数というのですか、どのくらいこの2園が認定こども園になることによって増えるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） お答え申し上げます。

まず、2号認定につきましては、栃木幼稚園につきましては15人で、3号認定につきましては15人でございます。若葉幼稚園につきましては、2号認定が30人、3号認定が18人が増加することとなります。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 待機児童の問題もありますけれども、こういった来年度ですか、これ整備されるのは……今年度中に整備されるということで、来年はこの定数が増えるということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 出井保育課長。

○保育課長（出井英男君） はい、そのとおりでございます。来年の4月開園でございますので、そ

のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 31ページの上段なのです。地域課題解決体制づくりの支援業務委託、具体的にちょっと説明をいただきたいというふうに思っています。

○委員長（広瀬昌子君） 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長（渡辺健一君） お答え申し上げます。

今日、少子高齢化の進行や価値観の多様化、単身世帯の増加による家族や地域のつながりの希薄化などによりまして、地域住民の抱える福祉課題が多様化、複雑化しております。こうした多様化、複雑化する地域課題を解決するため、制度の縦割りを超えた柔軟な相談、支援体制の構築や、住民が主体的に地域課題を把握し解決することの体制づくりが求められていることから、今回事業実施につきまして計上させていただいたところでございますが、具体的な内容でございますが、栃木市社会福祉協議会に業務委託をする予定でございますが、専門の職員、いわゆるコミュニティソーシャルワーカーという専門職の方、福祉に精通した職員でございますが、それを配置して、住民に身近な圏域におきまして、高齢者や児童、障がい者などの分野を超えて、地域の生活課題について総合的に相談に応じる体制を構築していくというものでございます。

以上です。

○委員長（広瀬昌子君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 今、タブレットでいろいろ確認したのです。社会福祉協議会なのかなというふうに思ったのですけれども、基本的にかなり課題はいろいろあると思います。やっぱり今高齢化社会で少子化だということで非常に大きな問題だと思います。つくっただけではなくて、それが実行に移せるようなことを要望したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第59号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、議事の終了した執行部の皆様はご退席して結構でございます。大変ご苦勞さまでした。引き続き会議続けますので、その場でお願いいたします。

〔執行部退席〕

---

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第7、議案第60号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第60号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の9ページをお開きください。

平成29年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ673万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214億561万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、72、73ページをお開きください。2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、歳入における前期高齢者交付金の増額に伴い、財源内訳を変更するものでございます。

74、75ページをお開きください。4款1項1目前期高齢者納付金、補正額673万2,000円の増額であります。説明欄、前期高齢者納付金につきましては、保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するために支払う前期高齢者納付金について、前期高齢者の医療費の増加により、加入者1人当たりの負担調整対象額が大幅増となり、納付金額が当初見込みを大きく上回ったことから増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明をいたしますので、70、71ページにお戻り願います。6款1項

1 目前期高齢者交付金、補正額673万2,000円の増額であります。説明欄、現年度分につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費の負担の平準化を図るため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでありまして、歳出の不足分の納付額に合わせ増額補正するものであります。

以上で、栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたしたいと思ひます。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願ひます。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第60号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがひまして、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

#### ◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（広瀬昌子君） 次に、日程第8、議案第61号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただひて結構です。

首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） ただいまご上程いただきました議案第61号 平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。補正予算書の13ページをお開き願います。

平成29年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億7,725万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

今回の補正予算の概要でございますが、1点目といたしまして、外国人高齢者向けの制度案内冊子、これの作成を考えておりましたが、当初見込んだ助成事業が不採択となったことから予算科目の変更を行うもの。2点目といたしまして、いきいきサロン事業が大変好評で、設置申し込みが当初予算を上回ったことから、補助金の増額をお願いしたいというものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の84、85ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の補正額は、172万円を減額するものであります。説明欄の介護保険総務費につきましては、外国人高齢者向け制度案内冊子の作成に当たり、自治体国際化協会の助成を予定しておりましたが、不採択となってしまったことから、冊子作成分を次の5款に組み替えるために減額補正したいというものでございます。

86、87ページをお開きください。5款1項3目一般介護予防事業費の補正額は、436万円を増額するものであります。説明欄の1行目の高齢者介護予防宣伝事業費につきましては、先ほど申し上げました外国人向け制度啓発冊子は作成の必要が高いと判断しており、前の説明で減額となった助成費用にかわり、新たに介護予防事業に位置づけて、予算を組み替えて作成するために増額補正したいというものでございます。

次の地域介護予防活動支援事業費につきましては、昨年11月から開始したいいきいきサロンが好評で、申し込みが当初予測を上回ったことから増額補正したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、82、83ページへお戻りください。いずれも地域支援事業増額に対する国、県等の交付金の増額で、4款2項2目地域支援事業交付金（介護予防事業）の補正額は、109万円を増額するもので、国からの交付金であります。

次の5款1項2目地域支援事業支援交付金（介護予防事業）の補正額は、122万1,000円増額で、社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次の6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）の補正額は、54万5,000円増額で、県からの交付金であります。

10款1項1目繰越金の補正額は、234万4,000円を増額するものであります。これは、今回の補正

に係る財源として市負担部分を前年度繰越金の一部を繰り越すもので、増額補正したいというものであります。

11款3項4目雑入の補正額は、256万円を減額するものであります。これは、外国人高齢者向け冊子を作成するために助成申請した多文化共生のまちづくり促進事業助成金が不採択となったことから減額補正したいというものであります。

以上をもちまして、平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきまして、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 87ページなのですがすけれども、先ほど予算が、補助金が来なかったという話をちょっと聞きたいと思うのですがすけれども、これは今栃木市内ですね、そこに住んでいる方の高齢者、外国人の高齢者というのはどのぐらいの数になるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 平成29年度5月1日現在、ちょっと国別にはなかなか出ていないのですが、年齢からしますと、60歳から64歳の方が66名、65歳以上の方が70名になります。介護保険制度が平成24年、実は改正がございまして、これは介護保険の改正というよりは外国人登録法の改正の関係で、外国人も住民票を持つという部分のところになりましたので、該当年齢に達しますと介護保険の該当になるという部分のところ、これらの方に対する啓発をそろそろしていないと時期的に間に合わないということで、今回上げさせていただくところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） ほかに質疑ありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 同じ87ページで、その下です、いきいきサロン、かなり好評だということでありますけれども、どの程度増えている、何組というのですか、増えているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は当初予算に計上したものが、継続25カ所、新規30カ所、合計55カ所で要求をさせていただきました。実際のところでございますが、継続、昨年度中に申請

いただいた部分のところが34カ所になっております。あわせまして本年4月から申請をいただいた部分のところが38カ所、合計で72カ所という、そういう状況になってきておりますので、現行で予算に不足を来しているという部分のところで、今回当初計上の55カ所を倍増110カ所という部分のところで補正をさせていただきたいというものでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは介護予防ということでやっているわけですが、その予防効果というのはどんな感じに思っているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まだ昨年11月からのスタートですので具体的な効果まで検証できる段階ではございませんが、まずは家に閉じこもらないで地域に出ていくというような、そういう機会を保障する。そのためには、送迎があるということではなくて、歩いて行ける範囲等が出かけられるような、この事業につきましては、やはり閉じこもり防止という観点からするとかなり効果があるというふうなものと判断しております。

○委員長（広瀬昌子君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一人でいたいというような、そういった人もいますけれども、そういう人こそ閉じこもりを、外に出てやると、出てきてもらうということが必要だと思っておりますけれども、そういうところで本当に、どういった誘い方というのですか、そういうのも必要だと思っておりますけれども、そんな努力は皆さんしているのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 2点ほど今取り組んでいる部分のところがございまして、1点は皆様ご存じのように高齢者ふれあい相談員事業ということで、逆にお宅を訪問する事業というものがございます。その事業の中で、それぞれ地域の中でこういう場ができるよと、あるいはこういう場をつくってもらうように働きかけている、あるいはこんなところがあるのでどうだというような、そういうお声かけを進めていただくという部分のところの取り組みを1点させていただいております。

もう一点は、私ども職員のほうが出前講座をかなり頻回に各自治会、あるいはそれぞれの地域の団体、シニアクラブ、それらの部分のところに行うことによりまして、実はこういう制度ができたのでぜひ皆さんにやっていただきたいというような部分のところでの啓発、これに努めているところでございまして、少し啓発やっていると、実際事業がどんどん伸びていって予算の不足というような部分のところにもなってしまうところはあるのですが、これは引き続き続けていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 小堀委員。

○委員（小堀良江君） いろいろ呼びかけをしていただいているということなのですが、たし

か補助金はそんなに大した金額ではないというふうに思いますけれども、増額を今後考えていただけないのでしょうか。その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は制度が始まる時、我々のほうは月に1,000円の運営費、初度設備1万円という部分のところ想定をさせていただいていました。ただ、それではいかなものかという、そういう部分のところのご意見もいただいた中で、運営費を2,000円、初度設備を2万円ということで今事業としてはスタートをさせていただいているところでございます。当然これから後どういう形になっていくかという部分のところについては検討を深めていかなければならない部分あるかと思いますが、まずは今はこの体制でもう少し箇所数を増やしていく、そういう部分のところから入っていききたいなというふうな部分のところ、ある一定箇所、そういう部分のところになってきましたら、次は今度は事業の体系化であるとか、中身であるとか、それらの議論に入っていきたいなというふうに思っているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほど外国人高齢者向け冊子のちょっと質問が委員のほうからあったのですが、この内容というのは、日本人版というのがあるのかどうか分からないのですが、この内容というのはどのような内容になるのでしょうか。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） 実は今、私どものほうで、いわゆる介護保険、あるいは介護保険外の高齢者福祉のサービスにつきましては、冊子をつくって、それぞれの団体、市民の皆さん等にお配りをしています。その部分のところのやつは外国語版では余りにも分厚く膨大になってしまうという、そういう部分のところがございますので、我々のほうでぜひこのことだけは知っておいてほしいという部分のところを、易しい日本語版という部分のところ、少し抜粋したものを作成をさせていただきまして、その外国語版を国際交流協会のほうに委託しながら進めていこうということで、実は4カ国語を想定しています。多い順という部分のところ、英語、ネパール語、スペイン語、中国語、この4カ国語バージョンをそれぞれ100部ずつ、合計400部国際交流協会のほうに作成委託をして進めていきたいと。あわせて、作成するだけでは意味がありませんので、国際交流協会にお願いしまして、それらの方にお集まりいただいて説明会もちょっとやっていきたいというような、そんな部分のところを今年度の計画の中では考えているところでございます。

○委員長（広瀬昌子君） 青木委員。

○委員（青木一男君） この中で、今課長言われました、この部分はという部分がありましたよね。その主なものをちょっとだけお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（広瀬昌子君） 首長地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（首長正博君） まずは、やはり介護保険制度が使えますので、この介護保

険が使えるという部分のところについて、そして介護保険の中でどんなサービスがあるのかという部分のところについて、そして実はこの4月から始まっております、介護保険の一步手前というか、日常生活支援総合事業という部分もございますので、そういうところもあるのだという、介護保険サービスと総合事業の関係が主なものになります。

○委員長（広瀬昌子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定をいたしました。

ただいまから議案第61号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（広瀬昌子君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広瀬昌子君） これをもって民生常任委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（午前11時45分）